

2025（令和7）事業年度

事業計画
予算
資金計画

原子力発電環境整備機構

事業計画

2025（令和7）事業年度 事業計画

I 機構を取り巻く状況

北海道寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査において、機構は、国の「文献調査段階の評価の考え方」に沿って「文献調査報告書」を取りまとめ、2024年11月に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）をはじめとする最終処分関係法令に基づき、「文献調査報告書」を公告した。以降、90日間にわたり、縦覧を実施し、寿都町、神恵内村、北海道内の総合振興局及び振興局所在自治体等において報告書の内容を周知する説明会を開催した（計25回、延べ1,517名）。今後は、縦覧、説明会等で寄せられた様々な意見について、「意見の概要及び機構の見解」を取りまとめるなど、法定手続を着実に実施していく必要がある。

一方、2023年4月に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づいて、国、機構及び発電用原子炉設置者等は連携して、文献調査実施地域の拡大に向けた取組を強化している。こうした中、寿都町及び神恵内村に続き、2024年6月に、国による文献調査の申入れを受諾いただいた佐賀県玄海町において、新たに文献調査を開始した。複数の地点から最終処分に適した地点を選定し、最終処分を着実に実現するためには、文献調査の実施地域及び周辺自治体はもとより、全国への理解醸成が必要であり、全国に向けた最終処分事業への関心喚起、認識向上に向けた対話・広報活動を実施していく必要がある。

技術分野に関しては、2023年3月に国が「地層処分研究開発に関する全体計画（令和5年度～令和9年度）」（以下「全体計画」という。）を定めたことを受け、機構は「地層処分事業の技術開発計画（2023年度～2027年度）」（以下「中期技術開発計画」という。）を策定した。これに基づき、国、関係研究機関、大学等との連携を図りながら、信頼性向上に向けた技術開発を進めていくこととしている。

2025年2月には国の「エネルギー基本計画」が見直され、「GX（Green Transformation）実現に向けた基本方針」に記載されているとおり、原子力を最大限に活用していく方針が再確認された。また、国内にて、東日本大震災後初めてBWR（Boiling Water Reactor）の原子力発電所が再稼働を果たすなど、原子力の継続的活用不可欠である最終処分の実現について、取組を一層強化する必要がある。

原子力を利用する世界各国に目を向けると、フィンランドでは世界で初めてとなる最終処分場「オンカロ」において安全性確認のための試験操業が開始された。その他、最終処分場の建設が開始されたスウェーデン、設置許可の審査が進んでいるフランス、許認可申請が提出されたスイス、最終処分場の建設予定地の選定が完了したカナダなど、この数年間で最終処分事業の実現に向けた取組が着実に前進している。

このように、高レベル放射性廃棄物等の最終処分事業の重要性に対する認識と実現に向けた機運が、国内外において高まってきている。

Ⅱ 2025（令和7）事業年度の事業実施に関する基本的な考え方

最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであり、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進める必要がある。また、概要調査地区等の選定を円滑に進めていくためには、関係住民の理解と協力を得ること及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要である。なお、最終処分事業の実現は持続可能な社会の発展に資するものであり、それに貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、最終処分事業と地域との共生に必要な方策や地域の将来像の検討に協力していく必要がある。また、最終処分の技術的信頼性に関する専門的な評価が国民に十分共有されることが重要である。

寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査については、概要調査への移行が、国からの最終処分計画の変更に関する両町村長及び北海道知事への意見聴取の結果を十分に尊重し判断される。これを踏まえ、機構は判断が得られるまでの間は両町村及び北海道はもとより周辺の関係自治体からの問合せ等への対応を丁寧に行っていく。また、両町村及びその周辺地域等において「文献調査報告書」に関する理解を深めていただけるよう、対話・広報活動の一層の充実を図る。

玄海町を対象とした文献調査については、「文献調査計画書」をもとに、調査を進めていく。また、現地に交流センターを開設し、自治体等と連携し、「対話を行う場」の運営支援、玄海町及び周辺自治体の方々への説明等、地域での対話・広報活動を進めていく。

全国での対話・広報活動については、早期に新たな地域にて文献調査を開始することにより、複数の地点から最終処分に適した地点を選定した上で最終処分を実施するため、基本方針に沿った施策を講じ、各地域において最終処分事業が地域の持続的発展に向けた選択肢の一つとして考えていただける

よう取組の強化を図る。なお、新たな地域で文献調査を開始できることになった場合は、「文献調査計画書」を作成の上、調査に着手するとともに、地域での対話・広報活動を進めるため、現地拠点を開設する。また、「対話型全国説明会」や各種メディアを活用した情報発信等を通じて、全国の方々に地層処分事業に関する認知や理解を高めていただくとともに、寿都町、神恵内村及び玄海町の状況に関する理解促進を図る。

技術分野については、国の「全体計画」及び「包括的技術報告書」への国際レビューチームの提言への対応等を踏まえて策定した「中期技術開発計画」に沿って、国内外の関係機関との共同研究などを通じた連携を強化しつつ、計画的な技術開発を進め、地層処分の技術的信頼性を更に向上させる。また、地層処分の工学技術の進展や安全性に関する専門的な評価を国民に十分に共有するための情報発信を強化することにより、地層処分技術に対する信頼を更に向上させる。

組織運営については、事業活動を公正かつ適切に運営し、着実に推進していくため、PDCAを通じた業務改善や部門間の緊密な連携を徹底する。また、事業の進展を見据えた組織体制の検討や整備を行うとともに、必要となる人材の確保と育成を進める。

機構は、このような基本的考え方に基づき、最終処分法に従い、2025（令和7）事業年度における事業計画（以下「本計画」という。）を、「文献調査」、「対話・広報活動」、「技術開発」及び「組織運営」の各分野について以下のとおり定めるものとする。

なお、事業の進展に伴い必要となる場合は、本計画を変更するものとする。

Ⅲ 文献調査

（2024 事業年度の事業活動）

※2025年2月21日時点における事業活動を記載。以降の各項目においても同様

1. 寿都町・神恵内村を対象とした文献調査の着実な実施及び寿都町・神恵内村とその周辺地域における対話・広報活動

（1）文献調査の実施と「文献調査報告書」の説明

文献調査に関しては、国の「文献調査段階の評価の考え方」に沿って、総合資源エネルギー調査会電力ガス・事業分科会特定放射性廃棄物小委員会及び同小委員会の地層処分技術ワーキンググループでの審議にて提起された意見を反映し、「文献調査報告書」を取りまとめた。2024年11月には、最終処分関係法令に基づき報告書を寿都町長、神恵内村長及び北海道知事へ送付

の上、公告した。以降、90 日間にわたり、縦覧を実施し、寿都町、神恵内村、北海道内の総合振興局及び振興局所在自治体等、広く北海道内各地において、報告書の内容を周知する説明会を開催した（計 25 回、延べ 1,517 名参加）。開催に当たっては、分かりやすい資料やツールを活用して丁寧な説明を行うとともに、質疑応答を実施した。また、北海道内のみならず全国的な理解醸成を目指し、全国各地で開催する「対話型全国説明会」や首都圏開催のシンポジウム「あなたと一緒に地層処分を考えるシンポジウム 2025」等、様々な機会を捉えて説明を行った。

（２）寿都町及び神恵内村とその周辺地域における対話・広報活動

寿都町及び神恵内村の方々に、最終処分事業や文献調査に関する理解を深めていただくため、「対話の場」など、様々な機会を捉えて「文献調査報告書」作成の進捗や報告書の内容についてお知らせした。

寿都町においては、多様な意見を持つ専門家の話を聞きたいという町民の方々の声を受け、町主催のシンポジウム「専門家と考えるよう 地層処分のこと」が開催され、機構は後援を行った。神恵内村においては、「対話の場」が 3 回開催され、機構から「文献調査報告書」の調査項目、調査結果のまとめ、概要調査の概要等に関する説明を行うとともに、参加者の関心が高い「まちづくり」、「その他、地層処分に関して『もやもや』していること」等のテーマについてのテーブルワークが実施された。また、寿都町及び神恵内村での「対話の場」等に関する経験、教訓を今後の文献調査地域での対話活動にいかすべく、対話方法論等の知見を有する専門家や有識者からの助言等を踏まえ、『対話の場』に関する留意事項集』を取りまとめた。

寿都・神恵内両交流センターにおいては、地域の方々からいただいた意見や要望に応じて関連施設見学会等を実施するとともに、寿都町では「寿都神社例大祭」等、神恵内村では「沖揚げまつり」等の地域行事へ積極的に参加し、地域の方々との交流の輪を広げた。2024 年 6 月には、寿都交流センター 2 階に地層処分に関する模型やパネル等の展示物を整備し、地域の方々とのコミュニケーションを図る「交流室」を開設した。

また、文献調査対象地区だけでなく道内全域での理解促進・連携強化を図るため、寿都町及び神恵内村の周辺自治体はもとより、札幌市とその周辺自治体や道内の経済・諸団体への訪問や情報提供に積極的に取り組んだ。

（３）周辺地域及び北海道内での情報発信

地層処分や機構の事業活動について知っていただけるよう、寿都町及び神恵内村の周辺地域の自治体担当窓口等に対し、最終処分事業に関する情報を

継続的に提供した。さらに、北海道内における広報活動として、新聞、ラジオCM、鉄道車内広告等による情報発信を実施したほか、多くの方が来場されるイベントに地層処分展示車「ジオ・ラボ号」等を活用した広報ブースを出展した。

2. 玄海町を対象とした文献調査の実施及び玄海町とその周辺地域における対話・広報活動

(1) 文献調査の実施と「文献調査計画書」の説明

2024年6月以降、文献調査の進め方、文献・データの収集、評価等の概要を「文献調査計画書」として取りまとめ、玄海町やその周辺地域に関する地質図や学術論文等の必要な文献・データの収集に着手した。

また、調査のプロセス等の透明性を確保することで、地域の方々の理解と協力を得て文献調査を円滑に進めていけるよう、玄海町や議会、地元関係者に対し「文献調査計画書」について説明し、また、佐賀県や周辺自治体へも同計画書に関する情報提供を実施した。

(2) 玄海町とその周辺地域における対話・広報活動

「文献調査計画書」の取りまとめ以降、玄海町及び佐賀県並びにその周辺自治体へ最終処分事業に関する説明を積極的に実施するとともに、地区区長会や地元団体等を通じて町民の方々との対話活動を継続して行った。また、地元で開催された科学イベント「エネ iku in 玄海・唐津」にジオ・ラボ号を用いた広報ブースを出展し、最終処分事業や機構の取組への関心喚起、理解促進を図った。

「対話を行う場」については、玄海町と協議を重ねた結果、寿都町及び神恵内村での「対話の場」の経験、教訓に留意しつつ、地域特性を踏まえた場のデザインや運営方法等の具体化を進めた。2025年1月には、場の設置・運営主体として「玄海町における対話を行う場実行委員会」が町民有志により設置された。以降、玄海町と連携し、実行委員会による運営準備への支援を行うとともに、現地での交流センターの開設に向けた準備を進めた。

(2025 事業年度の事業計画)

1. 寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査の着実な実施及び北海道内における対話・広報活動の充実

(1) 文献調査の着実な実施と「文献調査報告書」の地域への説明

「文献調査報告書」の縦覧開始以降の意見募集で寄せられた様々な意見に対して、法令に基づき「意見の概要及び機構の見解」を取りまとめていく。

また、全国の方々にも北海道の状況を知っていただき、最終処分事業への理解が全国的に深まるよう、引き続き、北海道全域はもとより全国においても対話・広報活動を積極的に展開する。

これらの活動を着実に進め、寄せられた意見に配慮しながら、「概要調査地区」の選定に向けた取組を行う。

(2) 寿都・神恵内両交流センターを中心とした地域との対話活動

文献調査は対話活動の一環であるという考えの下、引き続き寿都・神恵内両交流センターを拠点として、両町村に設置された「対話の場」における「顔の見えるコミュニケーション」活動等を展開していく。意見交換や質疑応答等を通じて地域の方々との情報を共有し、最終処分事業に関してその賛否に関わらず自由闊達に議論をしていただく。

『対話の場』に関する留意事項集で提案のあった取組の実現や運営方法の改善に向けた協力、支援を行うとともに、寿都・神恵内両交流センターの職員による「顔の見えるコミュニケーション」を一層充実させる。また、地域の方々からの様々な問合せにきめ細かく対応できるよう、「対話の場」から派生した地域の将来に向けた勉強会、施設見学会、少人数グループによる活動の支援、地域活動への参加等を実施するとともに、地域の方々とのコミュニケーションの場として交流センターの活用を検討していく。さらに、地域共生、地域振興等に関する機構外部の知見も活用の上、地域が抱える課題の解決に向けた提案を強化していく。

(3) 周辺地域及び北海道内での情報発信

寿都町及び神恵内村の周辺地域や道内の関係自治体、地域団体等に対し、文献調査の進捗状況等についてきめ細かな情報提供を実施する。

道内のより多くの方々に最終処分事業における処分地選定プロセスや「文献調査報告書」の内容等について理解を深めていただけるよう、北海道の地理的特性等を踏まえつつ、地域イベントでの広報ブースやジオ・ラボ号の出版、新聞やウェブ、ラジオ等での広告等、情報発信を強化するとともに、SNSによる情報発信、報道機関への情報提供等を充実させる。

2. 玄海町を対象とした文献調査の着実な実施及び佐賀県域における対話・広報活動の実施

(1) 文献調査の確実な実施と「文献調査計画書」の地域への説明

「文献調査計画書」に基づき調査を継続する。調査に当たっては、「文献調査段階の評価の考え方」に従い、玄海町やその周辺地域に関する地質図や

学術論文等の必要な文献・データを収集し、地震・活断層、噴火、鉱物資源等の最終処分法で定められた要件に対応した項目及び地熱資源について、避ける場所の基準に基づいて評価する。また、地層や岩体、断層等の分布や地質環境特性を調査する技術的観点からの検討及び土地の利用制限等の経済社会的観点からの検討を進める。

文献調査を円滑に進めていくためには、玄海町の方々の理解と協力を得ることが重要であり、調査のプロセス等の透明性を確保することが必要となる。そのため、地域における対話・交流活動を通じて、地域の方々に文献調査計画の内容や進捗状況等を分かりやすく説明するとともに、質問や疑問等に対して丁寧に対応していく。

(2) 玄海交流センターを中心とした地域との対話活動

玄海町の方々に最終処分事業への理解を深めていただくために、玄海町や実行委員会、ファシリテーター等と連携しながら、「対話を行う場」の運営を支援していく。

また、玄海町の考えを伺いながら、地域特性等も考慮し、まずは最終処分事業の必要性、安全確保の考え方を機構から継続的に説明するとともに、質疑応答にも丁寧に対応していく。

新たに設置する玄海交流センターを中心として、きめ細かな対話活動を実施していく。実施に当たっては「顔の見えるコミュニケーション」に努め、地域の方々の意見に寄り添いながら、『対話の場』に関する留意事項集を活用した地区単位での説明会や関連施設見学会等を実施するとともに、地域イベントや地域活動へも参加していく。

(3) 周辺地域及び佐賀県内での情報発信

玄海町の周辺地域や佐賀県内において、最終処分事業や機構の取組への理解を深めていただけるよう、玄海交流センターを中心として、機構が行う事業活動等に関する情報を遅滞なく、分かりやすく発信する。

IV 対話・広報活動

(2024 事業年度の事業活動)

1. 最終処分事業への全国的な関心喚起に向けた多様な対話・広報活動の実施

最終処分事業への全国的な関心喚起のため、全国各地で「対話型全国説明会」を継続的に開催したほか、首都圏でもシンポジウムを開催した。

「対話型全国説明会」の運営については、最終処分事業に関する丁寧な説明と対話を重視し、参加者からより多くの質疑が得られるようにしたほか、グループ質疑に対応する職員全員を対象として、本番を想定したロールプレイング研修を事前に実施した。

次世代層へのアプローチとしては、大学や高専の学生を対象に「対話型全国説明会」を模した形式の出前授業を行った。

「対話型全国説明会」開催の機会等を利用して、全国の自治体、経済団体、報道機関等を訪問し、開催趣旨や最終処分事業の概要等について説明した。さらに、全国での相互理解促進活動の強化に関しては、基本方針で示された国・機構・発電用原子炉設置者等の合同チームによる個別訪問活動について説明資料やデータベース等を整備した上で、自治体等への個別訪問を実施した。

最終処分事業について「知りたい」「学びたい」という学習団体に対しては、勉強会や視察会、学習団体同士が連携した世代間・地域間の交流活動等、多様な取組を支援した。

全国の方々に最終処分事業を社会全体の問題として認識していただき、機構に対する認知や理解を高めていただくため、多様な手段を用いて情報発信を実施した。具体的には、新聞広告、CMのウェブ配信、若年層や現役世代の閲覧率が高いメディアへのタイアップ広告の展開、バナー広告による機構ホームページへの誘導、オウンドメディア「シン・ちか通信」による地層処分に関するトピックスや各部署の取組の発信、機構ホームページや Facebook（フェイスブック）及び Instagram（インスタグラム）等の SNS を通じて情報発信した。

さらに、各地の科学館等が主催するイベントや都市型ショッピングモールへのジオ・ラボ号を活用した出展に加え、「環境広場さっぽろ 2024」や「エコプロ 2024」といった大規模環境イベントに出展し、SDGs（Sustainable Development Goals）と最終処分事業の関わりについて訴求した。

次世代層に最終処分事業について深く学んでいただくため、学校の授業で高レベル放射性廃棄物の最終処分をとりあげていただけるよう、全国の教育関係者を対象とした授業研究支援を実施した。教員から要請をいただいた場合は、機構職員を派遣して最終処分に関する出前授業を行った。支援先の拡大を目指し、教育ワークショップや、教育関係者が集まる学会で情報提供を行った。

報道関係者に対しては、事実に基づく報道につながるよう、プレスリリース等を通じた継続的な情報発信に加え、取材や公表内容等に対する問合せに

丁寧に対応した。また、各社の新規担当記者等を対象に最終処分事業に関する勉強会や論説委員との意見交換を実施した。

2. 多様な対話・広報活動におけるマネジメントの強化

「対話型全国説明会」の開催に当たっては、機構各部が連携し、組織一体となって対応した。また、限られた時間内で要点が参加者に伝わるように説明内容を改善した。

広報イベントの安全な開催に努めるとともに、対話・広報活動における機構職員の対応品質を向上するため、コミュニケーションスキル、業務知識、ノウハウの習得のための研修や勉強会を実施した。

また、2025年1月に東京都で開催された「対話型全国説明会」にて、機構幹部が北方領土に関する深慮を欠いた発言をしたことを受け、理事長から役員に対し、緊張感を持って地域の方々の心情に配慮した丁寧な説明を行うよう周知徹底した。

外部ファシリテーターと対話方法論等の有識者に協力いただき、文献調査実施地域における対話活動について適切に実施、評価した。

最終処分事業の社会的側面に関する研究支援については、2022事業年度に実施した外部有識者等へのヒアリングやアンケートの結果を踏まえ、研究支援期間の延長、募集方法の見直しといった改善を行い、第3回の研究支援事業において7件の研究が開始した。

(2025事業年度の事業計画)

1. 最終処分事業への全国的な関心喚起に向けた多様な対話・広報活動の実施

(1) 対話活動

ア. イベント出展

広報イベントについては、電力の大消費地を中心に、ジオ・ラボ号を有効に活用し、各地の科学館等が主催するイベントやショッピングモール等を中心に広報ブースを出展する。加えて、SDGsと最終処分事業の関わりについて訴求するため、「エコプロ2025」をはじめとした大規模な環境イベントへの出展も継続する。

イ. 対話型全国説明会

全国のできるだけ多くの地域で最終処分事業への関心を高め、理解を深めていただけるよう、「対話型全国説明会」を開催する。説明会においては、地層処分の必要性やリスクと安全確保、文献調査報告書の内容を含む文献調査の状況について、適宜情報を更新しつつ説明する。

開催告知については、より多くの方々に参加いただけるよう、世代ごとの特徴を踏まえた多様な媒体（新聞、ウェブ広告、SNSによる情報発信、会場周辺の住宅へのポスティング等）を用いる。また、開催効果を高めるために、運営方法等について継続的に検討し、改善策を講じる。

ウ. 学習支援

最終処分事業について「知りたい」「学びたい」という関心を持つ学習団体や教育関係者、地域オピニオンリーダー等の方々への学習機会の提供等の支援を継続する。

選択型・自主型学習支援事業においては、最終処分事業への理解の深化につながるよう、最新の事業状況等に関する情報提供に取り組んでいく。

また、最終処分事業は長期にわたる事業であることを踏まえ、教育現場において高レベル放射性廃棄物の地層処分为授業で扱っていただき、次世代層に地層処分について考えていただけるよう、教育関係者支援を継続する。具体的には、引き続き教育現場の現状にも配慮して、地層処分为テーマとした授業研究の支援や教育関連学会への参加、出前授業の実施等を行う。また、日本のエネルギー事業について理解していただく中で最終処分事業への関心も高めていただけるよう、発電用原子炉設置者、関係団体と連携した授業を実施する。

学習団体と授業研究支援団体の交流や団体同士の交流学习等を一層推進し、学習団体の活動の活性化を図る。

エ. 訪問・対話

文献調査実施地域の拡大に向けて、国及び発電用原子炉設置者との合同チームによる全国各地の自治体や経済団体等への訪問を積極的に実施し、最終処分事業や文献調査の状況等について情報提供を行う。

関心を持っていただいた自治体や経済団体等に対しては、地域の将来像を検討する上で一助となるような情報提供を行うとともに、勉強会や視察会の実施を通じて理解の促進を図る。

(2) 広報活動

ア. ターゲット層に応じた多様な手段による情報発信

早期の新たな地域における文献調査の開始や、概要調査地区等の選定に向け、関係住民及び国民の理解と協力を得ることを目指し、全国のできるだけ多くの地域で最終処分事業への関心を高め、理解を深めていただけるよう、

対象に応じて、新聞、ウェブ媒体のほか、テレビや交通公告等の多様な手段を活用し、情報発信を強化する。

また、機構ホームページ、SNS、広報誌「シン・ちか通信」等を活用し、最終処分事業に関するトピックスや機構の各部署での取組をタイムリーに発信する。

イ. 広報活動の継続的な改善

広報活動をより効果的に実施するため、イベント出展に使用するツールや広報コンテンツ等について、反響調査の結果や外部有識者の意見等を踏まえた検討を行い、絶えず改善する。

ウ. 技術情報に関する情報発信

最終処分事業に関する機構の技術開発の成果について機構ホームページ等、各種ツールを活用して発信する。また、外部有識者による最終処分事業の技術的観点での寄稿やインタビュー記事を発信する。

(3) 報道対応

報道関係者に事実に基づいた報道をしていただくために、プレスリリースを通じて最終処分事業に関する情報発信を継続的に実施するとともに、問合せに丁寧に対応する。また、報道各社の記者との勉強会や論説委員との意見交換会を継続して実施する。

2. 対話・広報活動に係るマネジメントの強化

(1) 対話・広報活動を効果的、効率的に実施するためのマネジメント強化

「対話型全国説明会」や個別訪問等の対話・広報活動において従来以上に分かりやすい説明を実施できるよう、来場者等の意見も踏まえ、説明資料や活動手法を絶えず改善する。

広報イベント等の各種イベントに関しては、全体統括者が適切に現場を運営し、来場者の安全管理等を実施する。

「広報活動に係る意識調査」を実施し、最終処分事業に関する国民の意識等を分析の上、今後の活動に活用する。

(2) 対話・広報活動を強化するための人材育成及び体制整備

全国各地及び個別地域における対話・広報活動での対応品質を向上させるため、プレゼンテーション研修や対話力向上研修、ロールプレイング研修を実施する。業務関連知識の伝承に向けては、日常業務におけるOJTや勉強

会等の人材育成策を継続的に実施する。こうした研修等により育成した職員を積極的に「対話型全国説明会」等に登用する。

文献調査の対象となっている自治体等における地域対応業務を継続的に進めるため、中長期の事業進展を見据えた機構職員の育成や配置を行う。

(3) 最終処分事業の社会的側面に関する研究への支援

基本方針に基づき、最終処分事業の社会的側面に関する調査研究を支援する。支援に当たっては、外部有識者へのヒアリング結果等を踏まえ、研究の自律性及び事業の公正性を確保の上で実施する。

V 技術開発

(2024 事業年度事業活動)

1. 計画的な技術開発の推進

国の「全体計画」、2022 事業年度までの技術開発成果、「包括的技術報告書」の国際レビューで示された提言及び規制動向等を考慮して策定した「中期技術開発計画」に基づき、国、国内関係研究機関及び大学等との共同研究等を通じて緊密な連携を図るとともに、海外実施主体との研究協力や国際共同プロジェクトへの参加を通じて、地質環境の調査と評価に関する技術、処分場の設計と工学技術、閉鎖後長期の安全性の評価技術等に関する技術開発を進めた。

2. 事業を推進する技術マネジメントの強化

最終処分事業を着実に進めていくため、技術開発を推進するプロジェクト統括管理能力の向上、人材育成、体制整備等による技術マネジメントの強化を図った。

一般の方々に向けて、最終処分の長期安全性をどのように確保するのかを分かりやすく伝えるため、多重バリアシステムによる設計概念及び安全評価に関する分かりやすい動画の作成を進めた。

国際連携及び国際貢献においては、地層処分関連プロジェクトに関する経済協力開発機構／原子力機関（以下「OECD/NEA」という。）や国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の専門家会合等への出席に加えて、諸外国との情報交換など、国際活動の推進を図った。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター（以下「幌延深地層研究センター」という。）の地下研究施設を活用した幌延国際共同プロジェ

クトに継続して参加し、若手職員と中堅職員が運営委員会やタスクミーティングに出席して試験方法の検討や取得したデータの解釈に貢献した。

(2025 事業年度の事業計画)

1. 計画的な技術開発の推進

地層処分の安全性について社会の方々から理解を得ていくため、また最終処分事業の実施主体として信頼できる技術的能力を有する存在となるため、「中期技術開発計画」に基づき、関係研究機関と緊密に連携の上で、技術開発を進める。技術開発に当たっては、処分場に適した地質環境を選定するための調査と評価に関する技術、地質環境条件を考慮した処分場の設計と工学技術、処分場閉鎖後の長期安全性を確認するための評価技術等の信頼性向上を中核に据え、事業の安全な実施を大前提とした経済性、効率性の向上等を目的とし、以下の(1)～(3)に従って進める。

この際、機構は、地層処分の実施主体として、地層処分技術に係る技術開発全体を俯瞰しつつ、事業を推進するための技術マネジメント能力の向上を図る。また、アカデミアへの情報発信を通じて地層処分に関する共通理解を促進し、人材の育成及び確保、並びに国際連携及び国際貢献にも配慮の上で、効果的かつ効率的に技術開発を進める。

(1) 地質環境の調査と評価に関する技術の高度化

処分場に適した地質環境を選定するための調査と評価に関する技術については、地質環境の長期的安定性に影響を及ぼす可能性のある自然現象やその影響を理解し、サイトの特徴や条件等を考慮した調査技術や評価技術を選択できるようにすることを目的として、科学的知見に基づく最先端の技術のサイト調査への適用性や妥当性を確認していく。具体的には、サイト調査に基づき把握した過去から現在に至るまでの自然現象に関する変動傾向の特徴とその継続性を踏まえて、火山活動や断層活動などの将来の発生可能性や、それが発生した場合に地質環境に与える影響を評価する技術を高度化する。加えて、長期にわたる地形や、気候及び海水準変動等に伴う地質環境特性の時間的及び空間的な変化を表現することができる現実的な地質環境モデルを構築する技術を整備する。

さらに、実際にサイト調査を行っていくことを見据え、日本の多様な地質環境に対して、物理探査やボーリング調査、地下水等のモニタリング、ボーリング孔の最終的な閉塞といった一連の業務を的確に実施できるよう、各々の調査技術の高度化や必要な資機材等の整備、それらの妥当性や適用性を確認するための実証試験等を実施し、実施能力向上や調査結果の評価能力の確

認を体系的に進める。また、これらを通じて現場作業を見据えた安全、品質に関する管理能力の向上にも努める。

上記の技術開発による成果をより汎用的かつ継続的に利用できるようにするため、関連する情報、データ、知識に関するDX（Digital Transformation）の推進について検討を進め、サイト調査に適用するという目的に適した品質マネジメントやデータマネジメント、それらに資するデータベースシステムの整備を継続する。

なお、上記の技術開発を進める上で必要となる地質環境に関する科学的知見や国内の地質情報の収集をより合理的かつ体系的に進めるため、分野横断的に関係機関との連携を一層強化する。

（２）処分場の設計と工学技術の体系的な整備

人工バリアの設計及び施工に関する技術の信頼性を向上させるため、日本の多様な地質環境条件と放射性廃棄物の特性を考慮し、安全機能を担う人工バリアの長期健全性を評価する技術とそのための基盤データの整備に継続的に取り組む。

金属製処分容器（ガラス固化体のオーバーパック及びTRU等廃棄物の廃棄体パッケージ）の材料に関する長期的な耐食性評価の信頼性向上を目的として、処分環境で想定される様々な条件における各材料の腐食現象の理解を進め、これを評価するためのモデルの検討に継続して取り組む。このため、公益社団法人腐食防食学会に設置していただいた「長期腐食寿命評価技術検討委員会」での検討を継続する。緩衝材の技術的成立性を高める取組として、100℃を超える高温環境、地下水流等の環境が性能に与える影響及び微生物腐食抑制能について、継続的に知見の拡充を進める。あわせて、人工バリア材料の特性の長期的な変遷に関するナチュラルアナログによる傍証事例を収集し、その現象を科学的に説明するための分析を実施する。

人工バリアの施工技術については、オーバーパックの製作技術の開発等を通じて、技術的成立性の検討を継続するとともに、代替材料の整備を進める。さらに、サイト固有の地質環境条件に応じた処分場の建設、操業及び閉鎖方法の最適化のため、地下施設レイアウト、処分坑道掘削技術、廃棄体搬送定置技術の高度化に取り組む。これらの技術開発においては、遠隔操作化や自動化技術等に対し、DXの導入検討を進める。

処分場の設計を最適化するための基本的考え方にに基づき、人工バリア等に関する技術開発の成果や閉鎖後長期の安全性の評価に関する技術開発の成果等も活用し、様々な要件や地質環境に応じて、環境影響を最小にする等の特定の目的に沿って設計を最適化するための手法の開発に取り組む。

また、これまで進めてきた坑道内の搬送設備を対象として、事故の未然防止、事故対応及び復旧策の検討、整備を進める。建設期間や操業期間中等に発生する可能性のある地震への対応として、坑道の耐震性評価手法の整備に向けた各種試験及び評価モデルの開発を進める。

回収可能性については、回収技術の整備を継続するとともに、回収可能性を維持することによる処分場への影響低減方策の整備を進める。

(3) 閉鎖後長期の安全性の評価技術の高度化

処分場の閉鎖後長期の安全性を評価する技術の信頼性をより向上させるため、処分場の熱的（T）－水理的（H）－力学的（M）－化学的（C）（T－H－M－C）状態の時間的変遷を考慮した廃棄体から生活圏に至る核種移行評価手法の整備に継続的に取り組む。

再冠水過程から長期に至る緩衝材の状態変遷を評価するためのT－H－M－C連成現象を対象とした解析技術の整備において、原位置試験や室内試験を通じた妥当性の検討を継続する。

地下深部環境における核種移行挙動の解析技術の信頼性を一層向上させるため、地下水流動解析及び物質移行解析モデルの妥当性を確認する手法の整備を進める。設計仕様に加え、閉鎖後のニアフィールド（地下施設や人工バリア、周辺の岩盤を含む領域）におけるT－H－M－C状態の時間変遷に関する情報を反映し、地下深部から生活圏に至る広域スケールでの核種移行挙動を解析する技術の構築に継続的に取り組む。このような大規模な数値解析を機械学習の技術を活用して高速に処理する手法等をDX推進の一環として検討する。核種移行挙動の解析を行うために必要となる核種の溶解度、収着分配係数、拡散係数等のパラメータに関して、それらを核種移行解析において設定するための基盤となるデータの拡充とデータベースの整備を継続する。あわせて、地質環境の調査結果を踏まえた特定の地質環境条件におけるこれらパラメータの適切な設定手法の構築に引き続き取り組む。

2. 技術マネジメントの強化

(1) 概要調査を想定した体制整備、実施能力の向上

概要調査開始の可能性を踏まえ、実施体制の立案を含めた体系的な概要調査計画の検討を進める。また、調査で必要な資機材等の確保について検討し、計画的に準備していく。

概要調査の実施能力を高めるため、これまでに整備を進めてきた現場作業の安全管理に関する計画の検討や調査に係るデータの品質管理手法の拡充を進める。

地域の自然環境調査に関しては、土地利用制限及び自然環境への影響の評価に関する検討を引き続き進める。

(2) 国際連携及び国際貢献の着実な推進

技術開発を着実に推進するため、関連研究機関や大学等との共同研究を進めるとともに、引き続き様々な国際共同プロジェクトへの参画や共同研究を通じて技術的成果や経験を各国と共有し、技術の高度化と人材育成に貢献する。幌延国際共同プロジェクトについては、幌延深地層研究センターの地下坑道を活用した3つの課題（物質移行試験、処分技術の実証と体系化、実規模の人工バリアシステム解体試験）への参加を継続し、諸外国の関係機関との議論を通じて技術力向上及び人材育成を図る。

OECD/NEA、IAEA、放射性物質環境安全処分国際協会（EDRAM）等の国際機関の活動に引き続き参加し、最終処分事業に関する国際動向を継続的に把握するとともに、機構の経験等を共有し国際貢献に努める。また、国際会議での技術成果の発表や意見交換を通じて、機構の技術的信頼性を国際レベルで確認していく。

(3) 地層処分の技術に対する信頼を一層高めるための情報発信

地層処分の安全確保の考え方について広く社会の方々に理解していただけるよう、機構のこれまでの技術開発成果について、様々な学術分野の専門家や一般の方々に向けた情報発信を、分かりやすさを重視して、積極的かつ継続的に実施する。具体的には、大学生を主な対象とした地層処分技術に関するオンライン基礎講座を実施する。また、アカデミアへの情報発信については、様々な学協会へアプローチし、地層処分事業に対する共通理解の促進を図る。なお、学協会等への共通理解の促進に当たっては、一般社団法人日本原子力学会が地層処分技術に関する専門用語等を取りまとめた「語彙基盤（地層処分のことば）」を活用し、異なる学術分野の専門家間で生じやすい専門用語に関する理解のギャップの解消を図る。

(4) 技術開発成果の品質向上に係る取組

「中期技術開発計画」に基づく技術開発の計画的な推進とその成果の品質及び信頼性の向上を図るため、技術開発業務全般の品質保証プロセスに関する体系的な考え方の整備を継続する。国内外の関連分野の研究開発動向を常に把握し、評議員会による評価・提言及び技術アドバイザー委員会、関連学会、各種説明会等における意見を踏まえて、機構の技術開発の取組について自己評価を行い、継続的に改善を進めていく。

(5) 知識マネジメント基盤の構築

事業の各段階で扱う要件（法令類、規制要件、社会経済的要請等やこれらに基づく設計要件等）及びこれを満たすために必要となる知識を体系的に管理し、効率的に活用するためのマネジメントシステムの構築を進める。また、これまでに収集した諸外国や国際機関における規制関連情報についても、この中で一元管理できるようにしていくとともに、最新情報の収集を合わせて実施する。なお、これらの実施においては、生成 A I（Artificial Intelligence）活用を試行する。

(6) 人材の確保と育成に向けた取組

地層処分技術の活用や技術開発に求められる専門分野のほか、事業推進に必要な人材育成については、地層処分に関連する関係機関と協働し、所属する若手技術者等を対象とした合同研修等へ参加するとともに、ベテラン職員から若手職員への技術及びスキルの伝承や力量管理との関連付けによる計画的かつ効果的な研修を企画し、実践する。

また、人材確保に向けては、地層処分に関連する学術分野の大学等との連携強化やインターンシップの充実により、事業の進展に応じて各段階で必要となる技術者の確実かつ計画的な採用につながる取組を実施する。

VI 組織運営

(2024 事業年度事業活動)

1. 公正かつ適切な事業運営の継続と事業活動の絶えざる改善

機構のガバナンスの基礎となる評議員会・理事会の運営を適切に行うとともに、監事の指摘事項等への対応を行った。

コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底、内部監査の適正な実施、情報セキュリティの強化、契約の適正性の一層の向上、業務品質マネジメントの充実、並びに部門間の連携の強化に関する取組等を着実に推進した。加えて、個別業務の実施状況の自己点検や評議員会からの評価・提言を踏まえた業務改善を進めた。

大規模自然災害の発生等により事業活動が中断した際に再開優先度が高い業務を確実に再開・継続できるよう策定した事業継続計画について、事業インパクト分析の結果を踏まえて更新した。また、危機対応規程等の改正に伴い、事業継続計画の改正を行った。

安全衛生活動については、安全衛生委員会の定期的開催を中心に、職員が機構内部のウェブサイトで「安全衛生メッセージ」を継続的に発信するなど、職員の安全確保と健康の維持増進に資する活動を推進した。

2. 組織体制整備に向けた検討及び新たな「中期事業目標」の策定

今後の中期的な事業展開を見据え、事業の進展に迅速かつ確実に対応し得る組織体制の整備に関する検討を進めた。

最終処分事業の円滑かつ着実な進展を見据え、中期的な事業フェーズで機構が達成すべき新たな「中期事業目標（方針）」の策定に向けた検討を進めた。

3. 計画的かつ継続的な人材の確保と育成

新卒採用やキャリア採用による計画的な人材確保と各種研修等による人材育成に継続して取り組んだ。

具体的には、人材確保について、外部就職セミナーや採用説明会への出展、大学の研究室への訪問、インターンシップの実施等の新卒採用活動を実施するとともに、専門的なスキルを有する人材をキャリア採用により確保した。さらに、豊富な経験を有する人材を発電用原子炉設置者や関係機関等の協力を得て確保した。

また、人材育成については、「部門別人材育成計画」を策定し、経営理念を体現するために各部門で必要となる人材、求められるスキルや力量、また、それらを習得するためのキャリアパスを明確化した。

計画的かつ継続的な人材育成のため、機構内外における各種研修の受講の奨励や新卒プロパー職員の計画的なキャリア形成に向けたジョブローテーションを実施した。

4. 職場総合力の向上と組織一体となった事業運営の推進

機構の事業を円滑に進めていくには、職員が働きがいを感じ、多岐にわたる業務に連携して取り組む必要がある。このため、その前提となる働きやすい職場づくりに向けて、年間総労働時間の抑制や有給休暇取得率の向上に取り組んだ。また、多様な人材を配置し、それぞれの特性をいかして活躍できるダイバーシティを尊重した職場の実現に向け、障がい者雇用のための職場体験を実施した。さらには、寿都・神恵内両交流センター及び札幌事務所の執務環境等の改善など、職場総合力の向上に資する取組を推進した。

(2025 事業年度の事業計画)

1. 公正かつ適切な事業運営の継続と事業活動の絶えざる改善

公正かつ適切な事業運営を継続するため、評議員会・理事会を適切に運営し、監事の指摘事項等に的確に対応する。

コンプライアンスの徹底、リスクマネジメント活動の継続と重要なリスクに重点を置いた合理的な取組への改善、内部監査の適切な実施、危機管理体制及び危機管理能力の強化、規程類の体系的整備の継続と国の制度改正に対応した規程類の見直し、公正かつ透明な契約手続を基盤とする契約の適正性の確保、情報セキュリティの強化、デジタル技術活用による業務改善の拡大及び生成AI導入を含むDX推進の検討など、事業運営の基盤となる取組を推進する。

事業活動の絶えざる改善に向けて、PDCAの取組を適切に展開する。具体的には、必要に応じて設定したKPI等に照らした個別業務の自己点検、評議員会による評価・提言の速やかな反映を通じて事業活動を改善していく。

また、2025年1月に東京都で開催された「対話型全国説明会」での機構幹部の深慮を欠いた発言を受け、自身の言動が周囲にどのような影響を与えるのかを自身に問いかけ行動する「自問自答文化」を役職員が大切にし、社会情勢や地域のニーズに目を向け、仕事の価値と意義を常に考えながら取り組むよう、再発防止を徹底する。安全衛生に関しては、引き続き、安全衛生委員会による活動を中心に職員の安全確保と健康の維持増進を図る。

2. 組織体制の整備に向けた検討及び新たな「中期事業目標」の策定

全国の複数の地域における文献調査の並行実施や寿都町、神恵内村及び玄海町での文献調査の進展等、中期的な事業展開を想定し、機構が達成すべき新たな「中期事業目標（方針）」を適切な時期に策定できるようにする。あわせて、概要調査開始の可能性を踏まえた体制の検討、整備を進める。

3. 計画的かつ継続的な人材の確保と育成

文献調査の進展、対話・広報活動の充実、技術開発の推進、組織運営の高度化などを想定し、「部門別人材育成計画」に基づき、必要となる人材の計画的な確保と育成を進める。

人材の確保については、新卒者の安定的な採用のため、採用説明会の開催、外部就職セミナーへの出展、インターンシップを通じた学生への機構の事業内容や魅力の発信に加え、技術系職員による大学研究室訪問や学生への若手職員訪問の機会提供等、多様な採用活動を展開する。あわせて、専門的なスキルや豊富な経験を有する人材の確保のため、キャリア採用を継続する。その上で、更なる人材確保が必要な場合には、発電用原子炉設置者や関係機関

等と連携して対応する。また、事業の進展に備えて、個別地域での対応に従事する要員のプロパー化を進める。

人材の育成については、ジョブローテーションを通じた職員に対する幅広い業務経験の付与、機構内外での各種研修等の実施を積極的に進めていく。

4. 職場総合力の向上と組織一体となった事業運営の推進

機構の使命達成や課題解決に向けて、職場総合力の更なる向上が必要であることを踏まえ、多様な人材のスキルや経験の活用を進める。その中で、女性活躍の推進や障がい者雇用の促進等を通じたダイバーシティを尊重した職場環境の実現、働き方改革を通じた労務管理の的確な実施に取り組む。また、組織一丸となって事業活動を推進していくため、部門間の連携強化と一体感醸成に資する取組の充実、デジタル技術の活用による業務効率化、現地拠点を含む事務所の執務環境及び生活環境の整備等を実施する。

5. 効率的な業務運営と経費の削減

事業の推進に当たっては、機構の活動原資が電気料金であることを自覚し、公正で透明性の高い業務運営に取り組み、予算執行を適切に管理することにより計画的かつ効率的に業務を実施するとともに、常にコスト意識を高く持ち適切な経費削減に努める。

6. 適切な情報公開

情報公開規程にのっとり適切に対応することにより、事業の透明性を確保し、機構への信頼性を高めていく。

Ⅶ 拠出金の徴収

最終処分法第 11 条及び第 11 条の 2 の規定により、発電用原子炉設置者等から拠出金を徴収する。

以上

予 算

2025（令和7）事業年度 予算

予 算 総 則

（収入支出予算）

第1条 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の2025（令和7）事業年度収入支出予算は、別紙「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

（債務を負担する行為）

第2条 機構が、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」（平成12年通商産業省令第153号。以下「省令」という。）第7条の規定により2025（令和7）事業年度において債務を負担する行為ができる事項ごとの限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びこれを必要とする理由は、次のとおりとする。

第一種最終処分業務勘定

（事項）技術開発に必要な経費

機構は、地層処分事業の技術開発について、円滑かつ計画的に遂行するため、2025（令和7）事業年度及び2026（令和8）事業年度の2か年において負担となる契約を1,606百万円を限度として、2025（令和7）事業年度から2027（令和9）事業年度の3か年において負担となる契約を3,190百万円を限度として、2025（令和7）事業年度において結ぶことができる。

（事項）広報活動に必要な経費

機構は、地層処分に関する広報活動について、円滑かつ計画的に遂行するため、2025（令和7）事業年度から2027（令和9）事業年度の3か年において負担となる契約を73百万円を限度として、2025（令和7）事業年度から2029（令和11）事業年度の5か年において負担となる契約を176百万円を限度として、2025（令和7）事業年度において結ぶことができる。

第二種最終処分業務勘定

(事項) 技術開発に必要な経費

機構は、地層処分事業の技術開発について、円滑かつ計画的に遂行するため、2025（令和 7）事業年度及び 2026（令和 8）事業年度の 2 か年において負担となる契約を 432 百万円を限度として、2025（令和 7）事業年度から 2027（令和 9）事業年度の 3 か年において負担となる契約を 858 百万円を限度として、2025（令和 7）事業年度において結ぶことができる。

(事項) 広報活動に必要な経費

機構は、地層処分に関する広報活動について、円滑かつ計画的に遂行するため、2025（令和 7）事業年度から 2027（令和 9）事業年度の 3 か年において負担となる契約を 20 百万円を限度として、2025（令和 7）事業年度から 2029（令和 11）事業年度の 5 か年において負担となる契約を 48 百万円を限度として、2025（令和 7）事業年度において結ぶことができる。

(流用等の制限)

第 3 条 次に掲げる経費は、省令第 8 条第 2 項に規定する予算総則で指定する経費とし、機構は、第一種最終処分業務勘定内又は第二種最終処分業務勘定内において、当該経費の金額と他の経費との間に相互に流用する場合又は当該経費の金額に予備費を使用する場合は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該勘定内における事業管理費の役職員給与と一般管理費の役職員給与との間の流用は除く。

第一種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

第二種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

(繰越しの制限)

第4条 次に掲げる経費は、省令第9条第1項ただし書に規定する予算総則で指定する経費とし、機構は、その経費の金額を翌事業年度に繰り越して使用する場合は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

第一種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

第二種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

(長期借入金及び短期借入金の借入限度額)

第5条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第67条の規定により、機構が2025(令和7)事業年度において借り入れることができる長期借入金及び短期借入金の借入限度額は、借入れを予定していないため設定していない。

(収入支出予算の弾力条項)

第6条 機構は、受託収入などの増加により受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

2 機構は、業務の増加などにより支出金額が予算額を超えるときは、速やかに予算変更の手続を行う。

(給与等の制限)

第7条 機構は、支出予算の範囲内であっても役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2025(令和7)事業年度 収入支出予算

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
積立金預け金	75,929	67,794	8,134	拠出金収入	75,929	67,794	8,134
技術開発費	2,713	2,149	564	積立金取戻	12,313	9,715	2,598
概要調査地区選定調査費	495	390	105	その他収入	-	-	-
広報活動費	3,999	3,152	847	利息収入	-	-	-
事業管理費	3,154	2,485	668	雑収入	-	-	-
役職員給与	1,607	1,266	340				
管理諸費	1,547	1,219	327				
一般管理費	1,709	1,347	362				
役職員給与	992	782	210				
管理諸費	716	564	151				
予備費	241	189	51				
合 計	88,242	77,510	10,732	合 計	88,242	77,510	10,732

(注1) 収入予算については、「発電用原子炉の運転計画」等をもとに算出している。

(注2) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注3) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

資 金 計 画

2025(令和7)事業年度 資金計画

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
前年度の再積立金	10	8	2	前年度よりの繰越金	3,916	3,083	832
積立金預け金	75,929	67,794	8,134	拋出金収入	75,929	67,794	8,134
技術開発費	4,858	3,838	1,020	積立金取戻	12,313	9,715	2,598
概要調査地区選定調査費	601	474	127	その他収入	-	-	-
広報活動費	3,756	2,959	796	利息収入	-	-	-
事業管理費	2,931	2,309	621	雑収入	-	-	-
役職員給与	1,550	1,221	329				
管理諸費	1,380	1,088	292				
一般管理費	1,686	1,329	357				
役職員給与	975	768	207				
管理諸費	711	560	150				
予備費	241	189	51				
翌年度への繰越金	2,143	1,688	454				
合 計	92,159	80,593	11,565	合 計	92,159	80,593	11,565

(注1) 収入資金計画については、「発電用原子炉の運転計画」等をもとに算出している。

(注2) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注3) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

予 算 添 付 書 類
(貸 借 対 照 表)
(損 益 計 算 書)

2025(令和7)事業年度 予定貸借対照表
(2026年3月31日)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 及 び 純 資 産 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
流動資産	2,162	1,704	458	流動負債	2,167	1,708	459
現金及び預金	2,143	1,688	454	未払費用	2,123	1,673	449
前払金	18	14	4	預り金	19	15	4
前払費用	0	0	0	短期リース債務	5	4	1
				その他の流動負債	19	15	4
固定資産	1,423,248	1,327,287	95,960	固定負債	1,423,243	1,327,283	95,959
事業用固定資産	97	76	20	退職給付引当金	530	418	112
有形固定資産	14	11	3	積立金預け金見返	1,422,343	1,326,573	95,769
建物	2	1	0	資産見返抛入金	368	290	77
建物附属設備	4	3	0	リース債務	0	0	0
工具器具備品	8	6	1	(負債合計)	1,425,411	1,328,992	96,419
無形固定資産	82	65	17				
ソフトウェア	82	65	17				
一般管理用固定資産	119	94	25				
有形固定資産	103	81	21				
建物附属設備	5	4	1				
車両運搬具	6	4	1				
工具器具備品	85	67	17				
リース資産	6	4	1				
無形固定資産	16	13	3				
電話加入権	0	0	0				
ソフトウェア	15	12	3				
その他無形	0	0	0				
投資その他の資産	1,423,031	1,327,116	95,915	(純資産合計)	-	-	-
積立金預け金	1,422,874	1,326,992	95,881				
長期投資	152	120	32				
長期前払費用	4	3	0				
合 計	1,425,411	1,328,992	96,419	合 計	1,425,411	1,328,992	96,419

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025(令和7)事業年度 予定損益計算書
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部				収 益 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
経常費用	12,425	9,803	2,621	経常収益	12,425	9,803	2,621
技術開発費	2,713	2,149	564	抛入金見返戻入	12,425	9,803	2,621
概要調査地区選定調査費	495	390	105	資産見返抛入金戻入	-	-	-
広報活動費	3,999	3,152	847	その他収益	-	-	-
事業管理費	3,154	2,485	668	受取利息	-	-	-
一般管理費	1,950	1,537	413	雑収益	-	-	-
退職給付引当金繰入	111	88	23				
事業用減価償却費	-	-	-				
一般管理用減価償却費	-	-	-				
その他費用	-	-	-				
合 計	12,425	9,803	2,621	合 計	12,425	9,803	2,621

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024(令和6)事業年度 予定貸借対照表
(2025年3月31日)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 及 び 純 資 産 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
流動資産	3,935	3,098	837	流動負債	3,938	3,101	837
現金及び預金	3,916	3,083	832	未払費用	3,886	3,059	826
前払金	18	14	4	預り金	29	23	6
前払費用	0	0	0	短期リース債務	3	2	0
				その他の流動負債	19	15	4
固定資産	1,357,239	1,266,897	90,341	固定負債	1,357,236	1,266,895	90,341
事業用固定資産	97	76	20	退職給付引当金	418	330	88
有形固定資産	14	11	3	積立金預け金見返	1,356,446	1,266,271	90,174
建物	2	1	0	資産見返拠出金	368	290	77
建物付属設備	4	3	0	リース債務	2	2	0
工具器具備品	8	6	1	(負債合計)	1,361,175	1,269,996	91,178
無形固定資産	82	65	17				
ソフトウェア	82	65	17				
一般管理用固定資産	119	94	25				
有形固定資産	103	81	21				
建物付属設備	5	4	1				
車両運搬具	6	4	1				
工具器具備品	85	67	17				
リース資産	6	4	1				
無形固定資産	16	13	3				
電話加入権	0	0	0				
ソフトウェア	15	12	3				
その他無形	0	0	0				
投資その他の資産	1,357,022	1,266,726	90,296	(純資産合計)	-	-	-
積立金預け金	1,356,865	1,266,602	90,262				
長期投資	152	120	32				
長期前払費用	4	3	0				
合 計	1,361,175	1,269,996	91,178	合 計	1,361,175	1,269,996	91,178

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024(令和6)事業年度 予定損益計算書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部				収 益 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
経常費用	8,787	6,928	1,859	経常収益	8,787	6,928	1,859
技術開発費	2,745	2,171	574	拠出金見返戻入	8,776	6,919	1,856
概要調査地区選定調査費	163	128	34	資産見返拠出金戻入	-	-	-
広報活動費	1,739	1,369	369	その他収益	10	8	2
事業管理費	2,519	1,983	535	受取利息	0	0	0
一般管理費	1,510	1,189	321	雑収益	10	8	2
退職給付引当金繰入	98	77	20				
事業用減価償却費	-	-	-				
一般管理用減価償却費	-	-	-				
その他費用	10	8	2				
合 計	8,787	6,928	1,859	合 計	8,787	6,928	1,859

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。